百七十六
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ　北緯四四度三一分五八秒東経一四三度三分四八秒の点
ロ　北緯四四度三一分五四秒東経一四三度三分四八秒の点
ハ　北緯四四度三一分五四秒東経一四三度三分四四秒の点
ニ　北緯四四度三一分五八秒東経一四三度三分四四秒の点

百七十七
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ　北緯四四度二六分三二秒東経一四三度一三分二六秒の点
ロ　北緯四四度二六分二八秒東経一四三度一三分二六秒の点
ハ　北緯四四度二六分二八秒東経一四三度一三分二二秒の点
ニ　北緯四四度二六分三二秒東経一四三度一三分二二秒の点

百七十八
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ　北緯四四度二六分二一秒東経一四三度一三分四八秒の点
ロ　北緯四四度二六分一七秒東経一四三度一三分四八秒の点
ハ　北緯四四度二六分一七秒東経一四三度一三分四四秒の点
ニ　北緯四四度二六分二一秒東経一四三度一三分四四秒の点

百七十九
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ　北緯四四度二二分二九秒東経一四三度二〇分三八秒の点
ロ　北緯四四度二二分二五秒東経一四三度二〇分三八秒の点
ハ　北緯四四度二二分二五秒東経一四三度二〇分三四秒の点
ニ　北緯四四度二二分二九秒東経一四三度二〇分三四秒の点

百八十
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
イ　北緯四四度七分四七秒東経一四四度六分三秒の点
ロ　北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分三秒の点
ハ　北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
ニ　北緯四四度七分四七秒東経一四四度六分一秒の点

百八十一
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ　北緯四四度六分五九秒東経一四四度一四分五〇秒の点
ロ　北緯四四度六分五五秒東経一四四度一四分五〇秒の点
ハ　北緯四四度六分五五秒東経一四四度一四分四六秒の点
ニ　北緯四四度六分五九秒東経一四四度一四分四六秒の点

百八十二
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ　北緯四四度二〇分四〇秒東経一四五度一九分二五秒の点
ロ　北緯四四度二〇分三六秒東経一四五度一九分二五秒の点
ハ　北緯四四度二〇分三六秒東経一四五度一九分二一秒の点
ニ　北緯四四度二〇分四〇秒東経一四五度一九分二一秒の点

百八十三
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
イ　北緯四四度二〇分四六秒東経一四五度一九分三九秒の点
ロ　北緯四四度二〇分四二秒東経一四五度一九分三九秒の点
ハ　北緯四四度二〇分四二秒東経一四五度一九分三五秒の点
ニ　北緯四四度二〇分四六秒東経一四五度一九分三五秒の点

百八十四
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
イ　北緯四四度二〇分五一秒東経一四五度一九分五二秒の点
ロ　北緯四四度二〇分四七秒東経一四五度一九分五二秒の点
ハ　北緯四四度二〇分四七秒東経一四五度一九分四八秒の点
ニ　北緯四四度二〇分五一秒東経一四五度一九分四八秒の点

百八十五
次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ　北緯四四度二〇分五四秒東経一四五度二〇分一一秒の点
ロ　北緯四四度二〇分五〇秒東経一四五度二〇分一一秒の点
ハ　北緯四四度二〇分五〇秒東経一四五度二〇分七秒の点
ニ　北緯四四度二〇分五四秒東経一四五度二〇分七秒の点

附　則

（施行期日）

1　この政令は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

（国土交通省組織令の一部改正）

2　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「前項第六号」を「前項第一号（低潮線保全区域における低潮線の保全に関する事務のうち技術に関することに係るものに限る。）、第六号」に改める。

第九十八条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　低潮線保全区域（港湾内の低潮線保全区域を除く。第百四条において同じ。）における低潮線の保全に関すること（砂防部の所掌に属するものを除く。）。

第百四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　低潮線保全区域における低潮線の保全に関する事務のうち技術に関すること。

第百六十条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　港湾内の低潮線保全区域における低潮線の保全に関すること。

附則第十四条の二中「第百四条第四号」を「第百四条第五号」に改める。

内閣総理大臣　菅　直人
国土交通大臣　大畠　章宏